

新潟市(新潟県)

(2005年9月8日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年3月21日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：779,483人(高齢化率 ⁽²⁾ 17.7%)	面積 ⁽³⁾ ：649.95k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：78人(法定上限56人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：6,128人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.67	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：86.9	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：290,781,588千円		
うち、地方税102,176,874千円、地方交付税44,742,668千円		
合併特例債発行予定額82,400百万円／同限度額82,400百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業4.7%、第二次産業26.1%、第三次産業69.1%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：給与実態調査(2005.4.1時点)の普通会計の数値。公営企業会計を含むと7,787人。 (6)：2004年度地方財政状況調査における数値。 (7)：2004年度地方財政状況調査における数値。(減税補填債及び臨財債を經常一般財源等から除いた經常収支比率は93.8)。 (8)：2004年度当初予算額。

※地図上の市町村名の『旧』は省略。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧新潟市	527,324人	16.9%	231.94k m ²	52人	3644人	0.74	81.5%
旧新津市	65,860人	21.6%	78.28k m ²	26人	443人	0.48	88.1%
旧白根市	40,012人	18.1%	77.06k m ²	22人	337人	0.56	84.3%
旧豊栄市	48,997人	16.5%	76.85k m ²	22人	450人	0.52	86.1%
旧小須戸町	454人	21.4%	16.91k m ²	16人	90人	0.34	85.6%
旧横越町	10,795人	18.8%	23.62k m ²	18人	100人	0.39	81.9%
旧亀田町	32,061人	17.9%	16.82k m ²	22人	243人	0.58	80.8%
旧岩室村	10,042人	23.3%	36.11k m ²	16人	109人	0.42	86.3%
旧西川町	12,365人	19.5%	24.76k m ²	20人	75人	0.39	86.3%
旧味方村	4,805人	25.2%	14.44k m ²	14人	52人	0.3	86.4%
旧湯東村	6,454人	24.7%	23.96k m ²	16人	60人	0.33	85.8%
旧月潟村	3,831人	22.2%	9.04k m ²	14人	52人	0.27	88.5%
旧中之口村	6,483人	21.4%	20.16k m ²	16人	74人	0.36	77.3%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<⑦政令指定都市移行、②地方分権推進、⑤財政状況>

政令指定都市の指定の弾力化を受け、合併すれば人口が70万人を超えて指定要件を満たすと思われることから、政令指定都市の実現を目指し13市町村が大団結した。

<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと</p> <p style="text-align: center;"><②住民の理解、⑨議会の議員の身分の取扱い、⑧事務事業の調整></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>住民に理解された合併とするため、任意協議会できめ細かい調整をし、できる限りの情報公開や住民説明会などを行った。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>1年以上に渡る任意合併協議会での調整や早朝からの首長会議・議長会議などで多くの難問を調整した。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
2005年10月10日に巻町との合併を予定している。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
県が発表した市町村合併促進要綱で合併パターンとして示されたエリアの10市町村で2001年8月に政令指定都市実現を視野に入れた新潟地域合併問題研究会を立ち上げた。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2002年9月5日～2003年9月29日）	
構成メンバー	首長、助役4名、議員55名、都道府県職員（新潟県市町村合併支援課長）、大学等の研究者2名、新潟県商工会議所連合会会頭、新潟県消費者協会会長 計77名
運営上の工夫	会議は公開し、出席委員の大方の賛同をもって進行することとした。また、インターネットや各戸配布のたより、住民説明会などでできる限りの情報提供を行った。
(6) 法定協議会（設置期間）	
①2004年1月22日～2005年3月20日 ※新潟市を含め12市町村の法定協議会	
②2004年4月1日～2005年3月20日 ※新潟市と新津市の法定協議会	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	①首長、助役3名、議員49名、都道府県職員（新潟県市町村合併支援課長）、大学等の研究者2名、新潟県商工会議所連合会会頭、新潟県消費者協会会長 計69名 ②首長、助役2名、議員21名、都道府県職員（新潟県市町村合併支援課長）、大学等の研究者2名 計28名
運営上の工夫	会議は公開し、出席委員の大方の賛同をもって進行することとした。また、インターネットや各戸配布のたより、住民説明会などでできる限りの情報提供を行った。

(7) 基本5項目 (①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)																						
<p><協議を行ううえでの工夫> 合併の方式を決める前に事務調整や合併建設計画の協議を行い、十分な信頼関係を築いた上で分権型の編入合併と言う結論を得た。合併期日は任意協議会で目途を決めた上で、法定協議会で正式な日にちを決めた</p>																						
<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始:</td> <td>02年12月</td> <td>02年12月</td> <td></td> <td></td> <td>03年2月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>03年2月</td> <td>04年2月</td> <td></td> <td></td> <td>03年2月</td> </tr> </tbody> </table>						(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始:	02年12月	02年12月			03年2月	合意:	03年2月	04年2月			03年2月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)																	
協議開始:	02年12月	02年12月			03年2月																	
合意:	03年2月	04年2月			03年2月																	
<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>編入合併ではあるが、単なる吸収合併ではなく、分権型政令指定都市を目指すための大同団結であるということで合意した。</p>				①方式																		
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>新潟市の規模が大きく、拠点性・中枢性が高いこと。また、中核市であり国・県から多くの権限移譲を受け、総合的な行政運営能力を持っていること。</p>				新設・編入																		
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>2005年3月末日までの合併を実現する中で、合併前の市町村の2004年度予算執行をできるだけ責任を持って行っていく必要があること。また、電算システムのデータ移行や確認に3連休が必要であること。</p>				2005年3月21日合併																		
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>編入合併につき、該当なし</p>				公募有・無																		
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>編入する側の旧新潟市の庁舎を新市の事務所とした (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。</p>				既存施設・新規建設																		
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正の財産はあったが、合併前に民間譲渡した。負の財産はなし。</p>																						
(8) 新市建設計画 (計画の対象: 編入された区域 ※編入する新潟市からは8事業のみ掲載した)																						
<p>計画の期間: 10ヵ年</p> <p>理由 合併特例債を有効に活用できるよう、特例債の起債可能期間10年間に合わせた。他都市の例を見ても10年間に主流である。</p>																						
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>合併により付加的に実施する「新市域の一体化や新市の魅力となる広域的に有益な事業」と合併に関係なく実施する「通常建設事業」に区分することで、合併メリットを示すとともに、住民生活に密着した従来からの事業も着実に実施していくことをアピールした。</p>																						

<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>前記「通常建設事業」の提案にあたっては、各市町村の財政状況を考慮するとしたが、事業費枠の調整で難航した。また、新市全体の観点で検討すべき事業で、旧市町村単位の立場が捨てきれず、調整に難航する場面もあった。</p>			
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>総論では、政令指定都市の実現を目指すことを示すとともに、今までにはない田園型の政令市を目指すことを示した。各論では「新市域の一体化や新市の魅力となる広域的に有益な事業」と「通常建設事業」に区分し、10年間で実施する建設事業全てを示した。</p>			
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容></p> <p>基本的に関係市町村の総合計画に基づく事業は全て建設計画に盛り込んだ。</p>			
<p>単位：百万円 ()は%</p>	<p>合併前 (2002年度)⁽¹⁾</p>	<p>財政計画 2005年度～2014年度</p>	
	<p>歳入合計</p>	<p>280,363</p>	<p>29,044</p>
	<p>地方税</p>	<p>108,814(38.8)</p>	<p>11,869</p>
	<p>地方交付税</p>	<p>46,946(16.7)</p>	<p>4,479</p>
	<p>歳出合計</p>	<p>274,086</p>	<p>29,044</p>
	<p>人件費</p>	<p>53,798(19.6)</p>	<p>5,479</p>
	<p>(参考：一般職員数)</p>	<p>(5,729人)</p>	<p>未算出</p>
	<p>公債費</p>	<p>33,730(12.3)</p>	<p>3,023</p>
	<p>普通建設事業費</p>	<p>50,561(18.4)</p>	<p>5,683</p>

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

<p>(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等</p> <p>新たな設定・変更等は行っていない。13市町村の合併であったため、様々な状況が混在している。新市としての方向性を示すため新・新潟市都市計画マスタープランを2005～2007年で作成予定。</p>				
<p>(10) 住民への情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全5号。配布方法：新聞折込） ・住民説明会の開催（延べ12回開催、延べ711人参加）旧新潟市開催分のみ ・HPの開設（2002年9月開設、随時更新、アクセス数不明） 				
<p>(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施</p> <p>実施していない（※旧新潟市分）</p>				
<p>(12) 都道府県からの支援</p> <p>財政支援：新潟県市町村合併特別交付金：60億円 ※合併後10年間で交付される予定 新潟県市町村合併研究支援事業補助金：100万円 人的支援：合併協議会に委員として県職員1名の派遣</p>				
<p>(13) 外部コンサルタントへの委託： 有・無</p> <table border="1"> <tr> <td>委託費</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>委託内容</td> <td></td> </tr> </table>	委託費	千円	委託内容	
委託費	千円			
委託内容				

5. 合併の内容

(1) 議員		
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 78 人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・無	
その理由	編入される市町村から住民の代表である市議員を選出することは当然必要なことである。しかし、13 市町村の合併であるため在任特例を適用すると 270 名を越す議会となることから定数特例を適用することとなった。	
(2) 農業委員会の委員		
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2005 年 11 月 30 日まで特例措置を適用)・無	
その理由	新市は農業産出額日本一となる農業都市でもあり、農業委員会の役割は大変大きいものがあるため。旧 13 市町村の農業委員会を廃止し、新市に新たな 5 つの農業委員会を設置した。	
(3) 三役 (編入合併のため、旧新潟市に変更なし)		
旧新潟市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。	
他 12 市町村	全員失職	
(4) 一般職		
定員管理	<定数の削減>国から示された集中改革プランに基づき削減計画を策定予定。 <新規採用の抑制>削減計画に合わせて新規採用を抑制。	
給与の調整	<給料表の統一>旧新潟市の一般俸給表, 医療職俸給表, 技能労務職俸給表に統一。 合併時点の現給を保障した。給与の再調整は今後検討する。	
役職の調整	旧 3 市の支所は旧新潟市の役職と同じとした。旧 9 町村の支所の課長, 課長補佐, 係長は, 本庁 (旧新潟市) ではそれぞれ副参事 (課長級補佐), 主幹 (課長補佐級係長), 主査 (係長級) とした。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併時には、旧自治体の役所・役場を支所とし、総務・企画・財政等管理部門の課は支所総務課等として統合し、窓口部門の課はそのまま存続させた。2007 年度予定の政令市移行に伴う区役所設置時に統合再編を予定している。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧豊栄市	旧市の出張所 (1 ヶ所、自治法上の出張所) は豊栄支所付けの出張所 (自治法上の位置付けはない) として引続き設置している。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (編入した旧新潟市を除く 12 市町村全てに設置)・無	
その理由	合併建設計画やまちづくり計画に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し答申したり、審議会が必要と認める事項について審議し市長に意見を述べることにより、編入される市町村の民意を新市の運営に反映させるために設置した。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市町村民税 (法人税割)	旧新潟市等 7 市町村 14.7% 旧小須戸町等 5 町村 12.3% 旧亀田町 13.5%	新潟市の制度に統一する。ただし、新潟市より税率が低い場合は、合併年度及びこれに続く 3 年度は現行のとおりとする。

事業所税	旧新潟市 資産割 600円／1㎡ 従業者割 0.25% 旧新津市等 12市町村 課税なし	新潟市の制度を適用する。 ただし、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。
都市計画税	旧新潟市 0.28% 旧豊栄市 0.25% 旧亀田町 0.20% 旧新津市等 10市町村 課税なし	新潟市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。
(9) 上下水道使用料 (調整方針：旧新潟市に合わせる。※経過措置あり)		
上水道料金	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)	
下水道料金	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：旧新潟市に合わせるものと、当分の間、現行のとおりとするものの2通り)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：旧新潟市に合わせる。※経過措置あり)		
賦課徴収方法	旧新潟市・新津市 保険料 旧白根市等 11市町村 保険税	基本的には2005年度から保険料に統一。
所得割	各市町村多様 4.73%～8.2%	基本的には2005年度から7.2%に統一。
資産割	各市町村多様 0%～25.3%	基本的には2005年度から0%に統一
均等割	各市町村多様 16,190円～30,100円	基本的には2005年度から20,700円に統一。
平等割	各市町村多様 13,600円～30,300円	基本的には2005年度から30,300円に統一。
(12) 介護保険事業 (調整方針：旧新潟市に合わせる。※経過措置あり)		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧新潟市 3,800円 旧岩村村 3,917円 旧新津市 3,400円 旧西川町 3,742円 旧白根市 3,267円 旧味方村 3,358円 旧豊栄市 3,400円 旧潟東村 2,800円 旧小須戸町 3,700円 旧月潟村 2,800円 旧横越町 3,467円 旧中之口村 3,200円 旧亀田町 3,942円	2005年度まで各市町村の定める保険料額とし、2006年度以降は新保険料額に統一する。
(13) 電算システムの取扱い (既存のシステムを並存させた)		
整備方法	各市町村の既存システムを一定期間 (データの種類により最も早いもので2005年4月まで、遅いもので2010年3月までを予定) 使用した後、順次旧新潟市のシステムに統一して行く。	

(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
変更した場合、その内容と理由	各市町村の意向を尊重することとしたところ、旧新潟市に合わせ、大字を付さないこととしたものが多数あった。また、町名の重複等が生じないように調整した。この際、政令指定都市移行後の区政を見据え必要最低限の町名変更に留める所が多かった。

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：57,000百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定 ※次期基本構想・総合計画について記載。合併時点での基本構想は旧新潟市で議決したものになり、基本計画は旧新潟市の計画と、編入された市町村の計画の趣旨が盛り込まれた合併建設計画を指針としている。	
基本構想	策定作業中（2006年度中に議決し、翌2007年度から実施予定）
総合計画	策定作業中（2006年度中に策定し、翌2007年度から実施予定）
(3) 合併による効果	
<④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> 今回の合併は政令指定都市移行を目指した合併である。分権型政令指定都市の誕生を念頭に置いて、新たなまちづくりと施策展開を行っていく。	
<⑤行財政の効率化> 13市町村の合併であったためスケールメリットがあり、住民サービスを落とさずに特別職や一般職員を削減できる。また、議会の議員についても在任特例ではなく、定数特例を適用した。このようなことから行財政の効率化が図られた。	
<②サービスの高度化・多様化> 合併に際し、各種行政制度は基本的に、大方の住民サービスで水準が最も高かった旧新潟市に統一することとした。また、各市町村の住民サービス水準が旧新潟市より高く、合併後ただちに統一すると住民生活に大きな影響をもたらすものなどは経過措置や独自措置を取った。このような調整を行ったことにより、編入された市町村の住民サービス水準は全体的に高くなった。	
(4) 合併による問題点と解決策	
<①役場が遠くなり不便になる> 編入された各市町村の役所・役場を全て支所にしたことにより、住民サービスの低下を招かないようにした。	
<③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる> 定数特例を適用することで、編入された各市町村から市議員を選出した。また、編入された各市町村に地域審議会を設置し、住民の声が反映されるようにした。	
<④各地域の歴史、文化、伝統が失われる> 今回の合併は分権型政令指定都市を目指したものである。したがって、合併の段階から各支所の権限を大きくした。直接支所に本配当される独自予算も設け、各地域の歴史、文化、伝統にかかる事業は合併前と同じように行えるようにした。	
(5) 残された課題	
本年10月10日を予定しているもう一つの合併と政令指定都市への移行をスムーズに行うこと。	